

モラロジー研究所への寄附金の損金算入 【法人】

企業・会社等、法人が支出した寄附金については、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入できます。

1. 特定公益増進法人（モラロジー研究所）に対する寄附金

特定公益増進法人（公益財団法人）に対する寄附金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができます。

2. 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

計算例 資本金等の額 1,000 万円、所得の金額 1,500 万円、
1 年決算法人の場合の損金算入 限度額

$$\left[1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 1,500 \text{ 万円} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = [487,500 \text{ 円}]$$

合計 584,453 円

$$\left[1,000 \text{ 万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (1,500 \text{ 万円} - 487,500) \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = [96,953 \text{ 円}]$$

参考：https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1

モラロジー研究所への寄附金の損金算入 【 個人 】

個人からモラロジー研究所にいただいた寄付金は、公益財団法人に対する寄附金として、

- ① 寄附金控除(所得控除)の適用を受けるか
- ② 寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるか

どちらか有利な方を選ぶことができます。

1 寄附金控除(所得控除)

寄附金控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額}) - (2\text{千円}) = (\text{寄附金控除額})$$

注:寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

2 寄附金特別控除(税額控除)

寄附金特別控除は次の算式で計算します。

$$(\text{その年中に支出した寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = (\text{寄附金特別控除額})$$

〈控除を受けるための手続〉

- ・確定申告(寄附金控除又は寄附金特別控除に関する事項を記載)を提出
- ・税額控除に係る証明書の写しを申告書に添付

※税額控除に係る証明書は[こちら](#)です